



滋監第 947 号  
令和 3年 9月30日

(株) 三成

南宮 成泰 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 9月 6日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事 許 可 ( 般 一 3 ) 第 31464 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 3 年 9 月 30 日 から 令 和 8 年 9 月 29 日 まで
建 設 業 の 種 類	

土木工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
解体工事業

石工事業  
舗装工事業  
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 8 月 30 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)